

*申請者は、年間収入見込額の高い方(表面③-1と③-2で収入が高い方)もしくは年間所得見込額の高い方(裏面⑤)で所得が高い方)とします。

【確認事項】下記(イ)～(ト)について確認のうえ、自署してください。

- (イ)「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)」と併せて提出します。
- (ロ)下記【要件1】に該当し、かつ【要件2】または【要件3】に該当します。
- (ハ)収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)の写しを提出します。なお、収入が0円の場合は、別途自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- (ニ)控除額が分かる書類(帳簿等)の写しを提出します(裏面⑤(3)事業収入等の経費欄に記入した場合のみ)。
- (ホ)今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期がある等の事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- (ヘ)給付金の支給要件の該当性等を審査するため、世田谷区に必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (ト)下記申立の内容に相違ありません。

2022年10月27日

〇〇〇〇

配偶者等氏名(署名)

△△ △△

【要件1】申請者が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少していること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

【要件2】申請者について③-1年間収入見込額が④非課税相当収入限度額以下であること。

※【要件2】を満たさない場合でも、裏面【要件3】を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

②-1 申請者の令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 4 年 9 月 ※令和4年1月から令和5年2月までの任意の月を記入してください。		注意事項
収入	給与収入【A】	2000000円
	事業収入または不動産収入【B】	0円
	年金収入【C】	0円
収入合計額【A+B+C】		2000000円

※複数の欄に載っている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入する必要はありません。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額(申請者)	24000000円
--------------	-----------

②-2 配偶者等の令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入の内訳及びその合計額を記入してください。

令和 4 年 9 月 ※②-1申請者と同じ「年月」としてください。		注意事項
収入	給与収入【A】	660000円
	事業収入または不動産収入【B】	0円
	年金収入【C】	0円
収入合計額【A+B+C】		660000円

※複数の欄に載っている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入する必要はありません。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額を記入してください。

年間収入見込額(配偶者等)	7920000円
---------------	----------

④ ③-1(申請者)と③-2(配偶者等)の年間収入見込額を比べ申請者の方が高いことを確認し、申請者について下記「収入限度額早見表」より該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	25570000円
------------	-----------

※非課税相当収入限度額は、下記「収入限度額早見表」で申請者の申請時点の「世帯の人数」に該当する金額を記入してください。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税相当収入限度額は2,043,000円としてください。

＜収入限度額早見表＞

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人(例)父(母)子1人	1,560,000円
3人(例)父母子1人	2,057,000円
4人(例)父母子2人	2,557,000円
5人(例)父母子3人	3,057,000円
6人(例)父母子4人	3,557,000円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。・

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(収入金額1,030,000円以下の方)
- ・扶養親族(16歳未満の方も含む)

日付(和暦または西暦)と申請者および配偶者等氏名を自署してください。なお、児童を養育する方のうち、年間収入見込額の高い方を申請者としてください。

収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に属する支給対象児童の養育者で、令和4年度の住民税均等割が課税されており、令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入・所得が減少し、非課税相当となった方または非課税相当の配偶者等の方。
※支給対象者及びその配偶者等の収入・所得が、いずれも非課税相当であることが要件です。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類(給与明細書、事業収入の帳簿等)の写しを提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入については記入する必要はありません。また、非課税のもの、臨時的なもの(賞与等)は各収入には含まれません。

申請者は③-1に、配偶者等は③-2に、令和4年1月以降の任意の1か月の収入合計額(A+B+C)を12倍した年間収入見込額を記入してください。

③-1(申請者)と③-2(配偶者等)を比べ、③-1(申請者)の方が高いことを確認してください。＜収入限度額早見表＞で申請者について申請時点の世帯の人数に該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

③-1(申請者の年間収入見込額)が④(申請者の非課税相当収入限度額)と同額かそれより下回る(＝非課税相当である)ときは、【要件2】を満たすため裏面の記入は必要ありません。
③-1が④を上回るときでも裏面【要件3】を満たせば支給の対象となる場合があります。

【要件3】申請者について(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

⑤

収

【要件1】 【要件2】を満たすとき、裏面の記入は必要ありません。

控除 給与所得控除額 円 給与所得控除額 円

給与所得控除額計算方法 給与収入額 → 控除額	
給与収入額 (※1)	給与所得控除額
550,999円以下	給与収入額(全額)
551,000円～1,618,999円	550,000円
1,619,000円～1,619,999円	(★1)－1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	(★1)－1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	(★1)－1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	(★1)－1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円 (※2)	(★2)×4×40%－100,000円
1,800,000円～3,599,999円 (※2)	(★2)×4×30%＋80,000円
3,600,000円～6,599,999円 (※2)	(★2)×4×20%＋440,000円

(※1)
給与収入額は表面②-1(申請者)及び②-2(配偶者等)の給与収入【A】を12倍した値(「給与収入【A】×12」)で、これを(★1)とします。

(※2)
この収入金額の区分においては(★1)を“4”で割り、1,000円未満の端数を切り捨てて算出された値を(★2)とします。

(3) 申請者と配偶者等の(1)年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)を記入してください。

控除 (申請者) 事業収入等の経費 円 (配偶者等) 事業収入等の経費 円

事業収入等の経費について、

- 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)の事業収入又は不動産収入【B】欄に記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- 上記の経費がわかる帳簿等の書類を提出してください。

(4) 申請者と配偶者等の(1)年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)を下記公的年金等控除額計算方法から算出の上、記入してください。

控除 (申請者) 公的年金等控除 円 (配偶者等) 公的年金等控除 円

<公的年金等控除額計算方法>
「年金収入【C】×12」を(★3)とします。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が600,000円以下 → 公的年金等収入分的全額
- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が600,001円～1,299,999円 → 600,000円
- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が1,300,000円～4,099,999円 → (★3)×25%＋275,000円
- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が4,100,000円～7,699,999円 → (★3)×15%＋685,000円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が1,100,000円以下 → 公的年金等収入分的全額
- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が1,100,001円～3,299,999円 → 1,100,000円
- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が3,300,000円～4,099,999円 → (★3)×25%＋275,000円
- : 表面②-1(申請者)、②-2(配偶者等)で(★3)が4,100,000円～7,699,999円 → (★3)×15%＋685,000円

(5) 申請者と配偶者等の年間所得見込額を計算の上、記入してください。
(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込 (申請者) 年間所得見込額 円 (配偶者等) 年間所得見込額 円

(6) (5)年間所得見込額を比べ申請者の方が高いことを確認し、申請者について下記<所得限度額早見表>より該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

非課税相当額 (申請者) 非課税相当所得限度額 円

※非課税相当所得限度額は、下記<所得限度額早見表>で申請者の申請時点の「世帯の人数」に該当する金額を記入してください。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税相当所得限度額は1,350,000円としてください。

<所得限度額早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当所得限度額
2人 (例) 父(母)子1人	1,010,000円
3人 (例) 父母子1人	1,360,000円
4人 (例) 父母子2人	1,710,000円
5人 (例) 父母子3人	2,060,000円
6人 (例) 父母子4人	2,410,000円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。*

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(所得金額480,000円以下の者)
- ・扶養親族(16歳未満の者も含む)